

広島市告示第170号
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市西部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 東宝ビル管理株式会社中国支社
 - (2) 支社長 沖本 竜輔
 - (3) 広島市中区八丁堀2番31号

- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月13日

- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日